別添資料

令和6年度 第2回渋川市総合教育会議 部活動の地域移行について

令和6年1月25日(木)

教育部 学校教育課 部活動地域移行推進室



群馬県部活動運営の在り方について

~「適正な部活動運営」と「休日の学校部活動の段階的な地域移行」の推進~

【提言R5】

令和5年2月

群馬県 部活動運営の在り方 検討委員会

部活動に関する国の動向

平成25年 「運動部活動での指導のガイドライン」策定

平成29年 部活動指導員制度の導入

平成30年 「運動部活動・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定

平成31年(令和元年)

中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域

単位の取組とするべきことが指摘

令和2年 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」で、休日の部活動の段階的な地域移行等の方針を示す

令和4年 運動部活動・文化部活動の地域移行に関する検討会議からの提言

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定

提言R5に当たって

○ 学校部活動(以下「部活動」という。)は、生徒が自主的・自発的に参加し、顧問の指導の下、学校教育の一環として、スポーツや文化芸術活動を行い、体力や技能の向上を図るだけではなく、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するなど、教育的意義を有してきた。

- しかし、近年、部活動は少子化に伴い従前と同様の体制での運営に困難が生じ、学校や地域によって は希望する部がない状況や部の存続が厳しい状況にある。また、生徒や保護者の多様なニーズへの対 応や、教職員の多忙化の大きな一因となっている状況など、多様な課題が生じてきている。
- 生徒のスポーツや文化芸術活動の充実を実現するため、部活動の在り方に関して、学校と地域との連携・協働により速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、教職員の負担軽減も踏まえ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 【提言R3(令和3年3月)】では、「1部活動総量の適正化に向けて」「2部活動数の適正化」「3部活動に関わる教職員の負担軽減に向けて」について、取り組むべき方向性を示した。また、【提言R4(令和4年3月)】では、「1部活動の総量の適正化に向けた取組」「2休日の部活動の段階的な地域移行(地域部活動)の推進」「3部活動数の適正化に向けた取組」「4各団体の運営や事業の在り方~部活動に関わる教職員の負担軽減に向けて~」について、取り組むべき方向性を示してきた。
- 今年度、6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、本検討委員会において、「休日の部活動の段階的な地域移行」について重点を置き、協議してきた。
- 今までの議論を踏まえ、部活動運営の根幹である適正な部活動の運営については、これまでの提言を生かしつつ、取り組むべき方向性を重点化して示すこととした。また、新たな部活動の方向性である休日の部活動の段階的な地域移行については、国から示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、今後の地域連携・協働等の地域移行の取り組むべき方向性を示すこととした。これらの方向性を踏まえ、令和5年度における各教育委員会・スポーツ部局・文化部局及び各学校、部活動に関する各関係団体が取り組むべき内容について、以下のとおり提言する。

提言内の用語の説明

学校教育の一環(教育課程外)としての位置付けであり、当該校の教師や部活動指導員等が、 ◆学校部活動 基本的に当該校の生徒を指導する(合同部活動や拠点校部活動の場合あり)。主な活動場所は 当該校であり、けが等の補償は、災害共済給付の対象となる。

地域の多様な運営団体・実施主体によって行われ、地域の指導者が指導する地域のクラブ活動 ◆地域クラブ活動であり、法律上は社会教育の位置付けとなる。活動場所は、学校施設や社会教育施設等であり、けが等の補償は、各種保険での対応となる。

◆連携・協働 連携とは、同じ目的を共有して、互いの立場で協力して物事を進めること。 協働とは、同じ目的を達成するために、一緒の立場で協力して物事を進めること。

県や市町村において、関係団体や関係者と連絡調整・指導助言等を行う人(総括コーディネーター)や、市町村の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者管理等を行う
◆コーディネーター 人(コーディネーター)のこと
※学校や地域(県・市町村)の状況を知っている人材(元校長や元教員、元行政職員、地域ク

ラブの代表・指導者等)が担うことが考えられる。

1 適正な部活動運営の推進 ~部活動の充実と教職員の多忙化解消を目指して~

◆【ガイドラインに則った指導・助言】

県教育委員会

国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、県の「適正な部活動の運営に関する方針(ガイドライン)」を改訂し、各市町村教育委員会・県立学校に対して、適正な部活動運営が図られるよう指導・助言を行うこと

◆【事業総量調査の実施・フィードバック】

継続して、部活動に関する関係団体の「事業(大会や練習会等)総量調査」を行うとともに、関係団体に対して調査結果のフィードバックを行い、適正な部活動運営に資すること

◆【ガイドラインに則った指導】

県の「適正な部活動の運営に関する方針(ガイドライン)」を踏まえ、設置する 学校に係る部活動の方針(ガイドライン)を改訂し、各学校に対して、適宜、適正 な部活動運営となるよう指導を行うこと

市町村 教育委員会

中学校

義務教育学校(後期) 中等教育学校(前期)

高等学校

◆【部活動数の適正化】

<u>適正な部活動数(1つの部に2名以上の顧問を配置することができる部活動</u> <u>数)</u>を原則として、教諭1名が1つの部のみ担当するよう、各学校における部活動運営体制の整備を進めること

(例) ・部活動指導員の活用や多様な部活動の在り方、休日の部活動の地域移行を踏まえた再編等を検討し、実行する 等

◆【ガイドラインの周知と管理体制の徹底】

県・市町村の「適正な部活動の運営に関する方針(ガイドライン)」に則り、 学校の部活動の方針(ガイドライン)を改訂し、保護者や生徒等に示すとともに、 管理職は、部活動の実態を確実に把握し、適切に管理すること

(例)・管理職は、顧問からの活動計画・活動実績の報告を確認し、適宜指導する 等

◆【部活動数の適正化】

適正な部活動数による持続可能な部活動運営を着実に進めること

- (例)・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツや体験教室等を行う環境を整備する
 - ・部活動を新設・休部・廃部にする際の規定を作成して運用する等

中^{等教育学校(後期)} ◆【ICT等の有効活用】

ICT等を有効活用し、データや医科学に基づく指導や専門的な指導を行い、効果的・効率的に技能の向上等を図ること

- (例)・タブレットを使用したオンライン動画やアプリを活用した専門的な指導を行う
 - ・練習の記録や体調等のデータを蓄積する 等

◆【事業の精選】

事業総量調査の結果等を踏まえ、より効果的・効率的な事業の在り方を関係団体間で協議し、事業の精選を行うこと

学校体育団体学校文化団体スポーツ競技団体

◆【運営主体の明確化】

事業の運営主体や目的、参加対象等を明確にし、学校や保護者への周知を行うよう努め、生徒や顧問の事業参加が負担とならないようにすること

◆【引率規定の見直し】

大会等の引率規定の見直しや柔軟な運用を検討し、顧問の休日の大会等の引率 負担を軽減すること

(例)・(主に中学校)一定の条件を付して保護者や外部指導者の引率を検討する 等

3

2 休日の学校部活動の段階的な地域移行の推進 ~学校部活動の地域連携・協働及び地域クラブ活動への移行を目指して~

※本項は、公立中学校等を主な対象とし、高等学校や私立学校は実情に応じて取り組むこととする

◆【推進計画等の策定及び周知】

国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、関係部局と協働して、県の推進計画等をできる限り早期に策定し、市町村教育委員会や学校、関係団体等に周知すること

あわせて、令和7年度末までの「改革推進期間」における休日の部活動の段階的な地域移行に向けた全体像やイメージ図等の具体的な資料、指導を希望する教職員の兼職兼業に関する考え方等を提示すること

県 教育委員会 スポーツ部局 文化部局

◆【実証事業の推進】(主に県教育委員会)

試験的な実証研究に取り組む市町村や学校、部活動等の数を増やしていくこと

(例) 市町村教育委員会に対して、先進事例の情報提供や移行モデル等を提示するとともに、コーディネーター等を派遣し、市町村の段階的な地域移行に向けた取組を支援する 等

◆
 【地域クラブ等の環境整備】(主に県スポーツ部局・文化部局)

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を進めること

- (例) ・市町村スポーツ・文化部局に対して、先進事例や移行モデル等を提示するとともに、市町村や関係団体等と 協働し、段階的な地域移行に向けた取組を支援する
 - ・スポーツ協会や文化芸術団体と協働し、競技団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の運営団 体の支援や指導者資格取得等の環境を整備する
 - ・プロスポーツ団体や大学等多様な主体との連携及びサービスとして持続可能な形の検討 等

市町村 教育委員会 スポーツ部局 文化部局

◆【学校や地域等と協働した段階的な地域移行の推進】

県や学校、地域等と協働し、国や県の推進計画等を踏まえ、関係部署や運営団体、学校等と協議を行い、今後の方針やスケジュール・方法・内容等の方向性を示し、休日の部活動の段階的な地域移行を進めること

◆<u>【運営団体や指導者等の実態把握】</u>

市町村の開催する協議会やコーディネーターが中心となり、部活動の地域連携・協働状況や地域クラブ活動の運営団体や指導者等の実態を把握すること

◆【地域移行に関する情報提供】

各学校や地域クラブと連携し、休日の部活動の段階的な地域移行について、生徒や教職員、保護者、地域の人々の理解が深まるよう情報提供を行うこと

(例) ・協議会や各種会議等で情報を伝え、地域スポーツ団体等との連携・協力体制を構築する 等

中学校 義務教育学校(後期) 中等教育学校(前期)

◆<u>【教育委員会や地域等と協働した段階的な地域移行の推進】</u>

県・市町村教育委員会や地域等と協働し、校長のリーダーシップのもと、PTAや学校評議員、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)等で地域移行に向けた具体的な協議を行い、できるところから休日の部活動の段階的な地域移行を進めること

- (例)・市町村教育委員会の方針のもと、関係機関と協働し、地域の状況把握や学校区内の指導者の実態を調査する
 - ・市町村の推進計画等に則り、関係機関と協働し、段階的な地域移行の計画を立案する等

高等学校 中等教育学校(後期)

学校体育団体 学校文化団体

スポーツ競技団体 その他団体 等

◆【継続的な協議及び運営団体等との連携】

公立中学校等における地域移行の動向を踏まえ、将来的な高等学校の部活動の地域移行を見据 え、継続的に協議を行うとともに、運営団体や外部指導者(部活動指導員含む)等と連携してい くこと

◆【各団体事業への参加の見直し】

(主に中学校)学校体育・文化団体の事業(大会やコンクール等)への地域クラブの参加について、国や県の方針等を踏まえ、検討を進めること

◆【各団体の体制整備及び事業運営の検討】

学校や行政機関等と連携して、部活動の移行先としての受入体制の在り方や、多様なニーズの 生徒に対応できるような事業運営の在り方等について検討を始め、休日の部活動の地域クラブ活 動への移行をできる限り推進すること

4

課題が生じている。そのため、令和4年6月及び8月には、国が設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示され、令和4年12月には、スポーツ庁及び文化 部活動は、好ましい人間関係の構築を図り、責任感や連帯感の涵養に資するなど教育的意義を有しているが、少子化に伴い従前の体制での運営に困難が生じるなど、多くの

団体等が取り組むべき方向性が【提言R5】として示された。こうしたことを踏まえ、群馬県教育委員会と地域創生部が協働し、関係団体や関係者と協議しながら、合和5年 群馬県では、群馬県部活動運営の在り方検討委員会等において、「休日の部活動の段階的な地域移行」について協議を重ね、令和5年2月には、県及び市町村、学校、関係 度から令和7年度の群馬県における公立中学校等※の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた推進計画を示すこととした。 庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。

※公立中学校等とは、主に公立の中学校、義務教育学校(後期課程)、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)とし、公立高等学校や私立学校は実状に応じて取り組むことが望ましい。

○少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。

- ○学校部活動だけでなく地域クラブ活動等も含め、活動拠点や指導者等に差があり、体験格差が生じている。
- より一層厳しくなる ○専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、 ◎少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- ◎「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、子供たちの持続可能で多
 - 様な体験機会を確保するとともに、多世代交流によって地域コミュニティの充実を図る。 学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させる。
 - ◎学校の働き方改革を推進し、

5

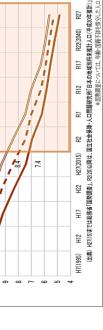
市町村や県内全ての公立中学校等で、地域や学校の実状に応じ、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組むことができ 令和7年度末までに、 環境整備を進める。

群馬県の状況と課題

- (1) 県内公立中学校等における生徒数及び部活動数等について
- 今後も減少見込み。 平成27年度~令和5年度にかけ、約7,000人減少。
- 部活動数(運動部)は、平成27年度~令和5年度にかけ、約200部減少。単独校でのチーム編成が困難部が増加。 教職員の勤務状況等について

 - 中学校では、月あたり時間外在校等時間が45時間を超えている教員が相当数いる。 地域クラブ活動の状況等について
- 中学校の運動部数が2,000部を超える中、地域の受入れ団体として期待されている総合型 地域スポーツクラブとスポーツ少年団の数は、900以下となっている。





- 0~4蘋 - 5~9獺 - 10~14靿

|5歳未満の子どもの数の推移(5歳階級別) (群馬県)

5 13 13

売

取組の基本方針 4

- ・生徒のみならす地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、 (1) 地域クラブ活動の在り方

 - 地域クラブ活動の環境整備
- ・生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。
- まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を確実に進め、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を進める。 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行



県の取組 Щ 排 Ŋ

- 関係者間の連携・協働体制の構築 (1)
- *群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会等の設置・開催
- 樅 *総括コーディネーターによる市町村の推進状況の把握及び支援・助言
- (2) 市町村による推進計画等の策定に対する支援や助言*令和5年度中の策定に向けた情報提供 等
- 市町村による地域移行への取組の支援や助言 市町村の拠点校における実証研究の実施 (°) ⊕ *
- (4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営及び整備充実 *国や県のガイドライン等を踏まえた適切な運営や指導となるよう支援・助言
- *県内で活動しているプロスポーツチームやアーティスト、スポーツ・文化団

*国の動向や公立中学校等の推進状況を踏まえ、学校及び地域の実情に柔軟

コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校と地域の連携・恊働

に対応・支援

*

(8) 県立学校における地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組

群馬県吹奏楽連

(公財) 群馬県スポーツ協会、

(公財) 群馬県教育文化事業団

題、

(1) 関係団体との連携・協働 *群馬県中学校体育連盟、

载

*可能な限り低廉な会費を設定することができるよう支援・助言 *企業等が有する施設の利用や寄付等の支援を受けられる体制整備

会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

(9)

卡

*人材バンクの運営及び指導者の養成

指導者の確保と質の向上

2

卡

- 卡 等と連携し、地域における多様な受け皿を確保
- *複数の市町村を含む広域的な連携や協働体制の構築も考えられる。 市町村の取組

<mark>6</mark>დ

指導者の確保や質の向上、 運営団体・実施主体の整備、 推進計画等の策定、 関係者間の連携・協働体制の構築、

会費の適切な設定と保護者等の負担軽減、 活動場所の確保と運営、 適切な活動及び指導の実施、





卡

教師等の兼職兼業、

成果指標

- ○生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の増加
- ○学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組む市町村の増加
- 卡 ○学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む学校数及び部活動数の増加

推進計画の見直 ω

適宜必要な見直しを行うこととする。 改革推進期間(令和5年度~令和7年度)における取組の進捗状況等を勘案し、 本推進計画について、

令和5年12月28日(木)現在

〇〇

年次推進計画

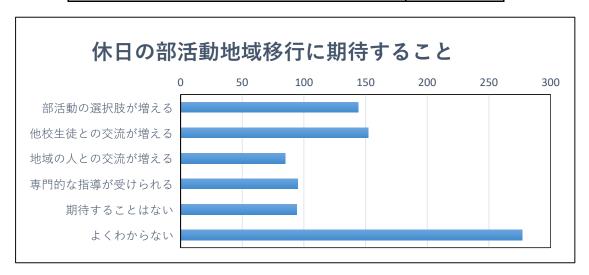
令和 5 年度第 4 回渋川市部活動地域移行検討委員会 資料 洗川市部活動地域移行

令和5年	令和5年度(2023:改革推進期間1年目)	令和6年度(2024:改革推進期間2年目)	令和7年度(2025:改革推進期間3年目)
	○委員会のメンバーの決定	〇【推進委員会】の実施	○ [推進委員会] の実施
第1回検討委員会	○これまでの経緯と取組の確認	・関係者間の連携・協働体制の構築	○関係者間の連携・協働体制の構築
令和5年5月19日	○各組織の現状と課題	・地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の現	○推進計画の見直し
	○焼討を自会設置亜細の検討	状把握	・新学習指導要領を見据えた推進計画の策定
	()	・地域、学校、生徒・保護者等に向けた情報発	○運営団体・実施主体の整備
第2日森学系=今	(三)	信	・関係団体との調整(協会・連盟等)
第2 回次即及汽盘令割5年7 目21日	○十 平耳院3×mの大阪間耳1~~。 ○日 華 十 年 ・ 「 日 華 十 3・ 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」	・年間を通した計画的な推進委員会の実施	・関係統括団体、競技団体への委託・一任を見
1777 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		・推進計画の修正等	据えた協議
	職/ ○持続可能・実施可能な活動に つ いて	○群馬県地域スポーックラブ活動体制整備事業(実証	○指導者の確保や質の向上について(協議会等)
	○児童生徒・保護者へのアンケート調査(実	事業)の拡大実施	・スポーツ協会
第3回検討委員会		・複数部活動において地域クラブ活動で実施	・スポーツ少年団
令和5年10月4日)(c) (c) 第二古在分描篇 中面 (c) 新刊	○運営団体・実施主体の整備	・スポーツクラブ財団
	() () () () () () () () () () () () () (・関係団体との調整(協会・連盟等)	・ 学校 (中体連、小体研)
	つまたごのが置いる場合。 中体油を部技部の今回補物等の	○指導者の確保や質の向上・予算確保	·保護者
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 中学校部活動指導員	・その他関係団体
第4回検討委員会	作员 化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	中学校運動部活動支援外部指導者	○関係者・関係施設の地域移行について
令和5年12月12日	(大品 学来) こくごう 国家 歌手 (大田 学来) この の 一の 男子 (大田 大田 大	·文化活動(吹奏楽)外部指導者	・教師等の兼職兼業
	○周示記記を受ける。 大学の表面 〇年二十年 が推進手画 みんぱん	○活動場所の確保と運営	・適切な活動及び指導の実施
		・学校や公共施設等の確保と運営	・活動場所の確保と運営
	残女シガム ○次年度に向けての確認と協議	・予算化について	・会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
	○各担当部局からの提案等	○リスクマネージメント(保険加入含む)に関す	・リスクマネージメントに関する支援
III(〇地域、学校、生徒・保護者等に向けた情	る支援	○国・県及び学校・地域クラブ活動との連携・
元和6年2月 日	報発信		協働
	○リーフレット作成について		
休日の合同練習等	○新人戦以降(10月頃)、休日の合同練習	○現在、休日に恒常的に部活動指導員や外部指	○渋川市立中学校に通う生徒が、休日にスポー
【実施可能な部活動	等、実施可能な部活動から開始する。	導者等が入って、活動している部活動から地域	ツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を
より】		移行を開始する。	整備する。

(1) 小学校5・6年生

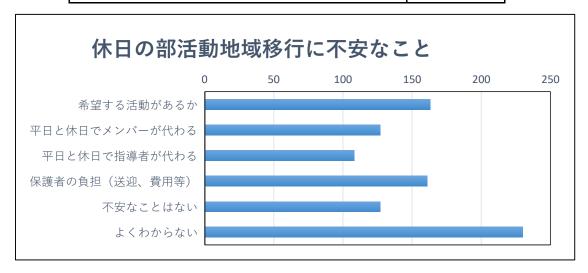
問10 休日の部活動地域移行に期待することはありますか。 (複数回答可 回答数642)

部活動の選択肢が増える	144
他校生徒との交流が増える	152
地域の人との交流が増える	85
専門的な指導が受けられる	95
期待することはない	94
よくわからない	277



問11 休日の部活動地域移行に不安ことはありますか。(複数回答可 回答数642)

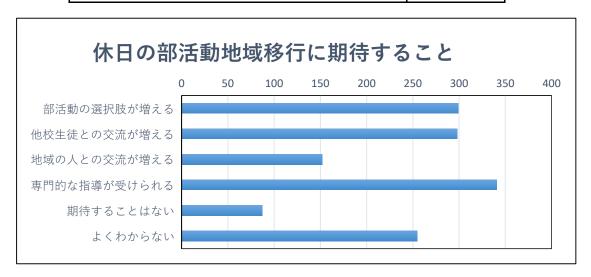
希望する活動があるか	163
平日と休日でメンバーが代わる	127
平日と休日で指導者が代わる	108
保護者の負担(送迎、費用等)	161
不安なことはない	127
よくわからない	230



(2)小学校5・6年生保護者

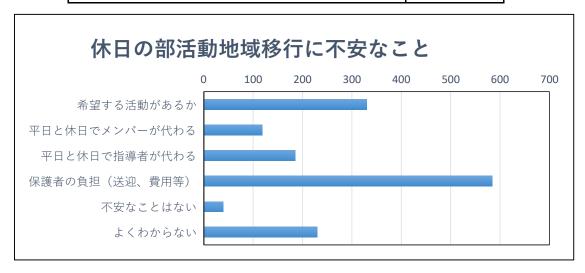
問10 休日の部活動地域移行に期待することはありますか。 (複数回答可 回答数854)

部活動の選択肢が増える	299
他校生徒との交流が増える	298
地域の人との交流が増える	152
専門的な指導が受けられる	341
期待することはない	87
よくわからない	255



問11 休日の部活動地域移行に不安ことはありますか。 (複数回答可 回答数854)

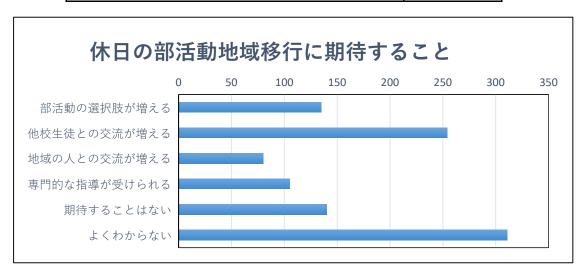
希望する活動があるか	330
平日と休日でメンバーが代わる	118
平日と休日で指導者が代わる	185
保護者の負担(送迎、費用等)	584
不安なことはない	39
よくわからない	230



(3) 中学校1・2年生

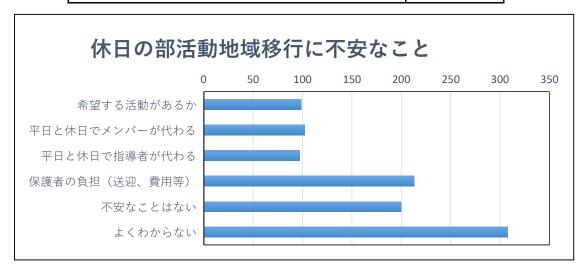
問10 休日の部活動地域移行に期待することはありますか。 (複数回答可 回答数766)

部活動の選択肢が増える	135
他校生徒との交流が増える	254
地域の人との交流が増える	80
専門的な指導が受けられる	105
期待することはない	140
よくわからない	311



問11 休日の部活動地域移行に不安ことはありますか。 (複数回答可 回答数766)

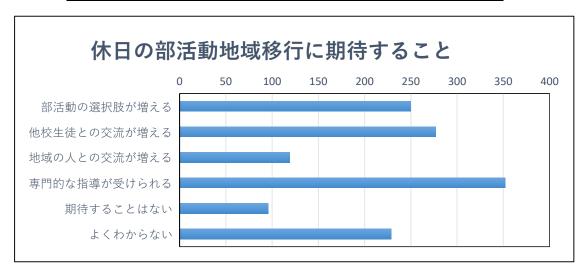
希望する活動があるか	99
平日と休日でメンバーが代わる	102
平日と休日で指導者が代わる	97
保護者の負担(送迎、費用等)	213
不安なことはない	200
よくわからない	308



(4)中学校1・2年生保護者

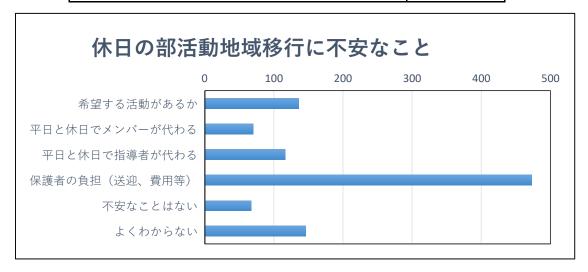
問10 休日の部活動地域移行に期待することはありますか。 (複数回答可 回答数818)

部活動の選択肢が増える	250
他校生徒との交流が増える	277
地域の人との交流が増える	119
専門的な指導が受けられる	352
期待することはない	96
よくわからない	229



問11 休日の部活動地域移行に不安ことはありますか。 (複数回答可 回答数818)

希望する活動があるか	136
平日と休日でメンバーが代わる	70
平日と休日で指導者が代わる	116
保護者の負担(送迎、費用等)	473
不安なことはない	67
よくわからない	146



令和5年度群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業 (スポーツ庁)

◇事業の概要と申請の理由及び内容

1 趣旨

令和5年度以降、運動部活動の段階的な地域移行に向け、子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証研究を行い、その成果を効率的・効果的に広く発信し普及することで、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化と体験格差の解消を図ることを目的とする。

2 事業実施主体

市町村教育委員会・スポーツ担当部局

3 対象事業

休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けた実証研究

4 事業内容

- ○関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施団体の整備
- ○指導者の質の保障・量の確保
- ○関係団体・分野との連携強化
- ○参加費用負担の支援等
- ○学校施設の活用等

5 申請理由

市内中学校における運動部活動の部員数の減少により、学校単独でのチームが組めない状況が野球、サッカー、ソフトボールで発生している。また、教員数の減少により顧問教諭が足りず、部活動を休部や廃部としている学校もある。このような状況を鑑み、中学校長会が中心となって市教育委員会事務局と協議し、合同部活動の実施や拠点校部活動の導入を検討している。本事業をとおして活動実績を検証し、課題の解消や地域スポーツクラブへの移行の足がかりとする。

6 渋川市教育委員会の取組

部活動の地域移行検討委員会を立ち上げ、これまでに 5/19 と 7/21 に委員会を実施した。令和 5 年度中に計 5 回の委員会を開催する計画である。渋川市内中学生の地域移行の方向性や今後の推進のあり方を協議するとともに、児童・生徒や保護者へのアンケートの実施、学校や教職員への聞き取り等による実態把握を行うなど課題の整理を行っている。また、中学校長会と連携し、地域移行に向けたモデル校を指定し実証的な活動を始めたいと考えている。

7 競技種目の情報

- (1) 体制整備事業を活用して活動を開始
- (2) 令和6年度を見据えて活動を予定

部活動地域移行の考え方と今後の方向性

地域移行に向けた方針

- ◇部活動の教育的意義を継承・発展させ、持続可能な活動の実現を目指します
- ◇できるところから休日部活動の段階的な地域移行を推進します

部活動の地域移行が必要な理由

- ◎ 少子化に伴い、部の成立が困難なため、地域でスポーツ・文化芸術活動を確保
- ◎ 「入りたい部がない」「もっと上手くなりたい」「自分のペースで楽しみたい」等、生徒の多様なニーズ対応
- ◎ 休日を含めて時間外勤務や未経験種目を指導する教員の負担を軽減する働き方改革を推進

「段階的に」とは?

部活動を地域移行するには一つ一つ段階を追って解決すべきものがあります。そのため、令和5年度は、種目を限定したモデル事業を開始します。

まずは、休日を中心に地域の指導者に協力をいただきながら、地域クラブ活動を行っていく予定です。

具体的な取組

- ※ 部活動地域移行推進室の設置(R5.4)
- ○合同練習会への取組
- ○<u>部活動に関する実態調査アンケートを実施</u> ※対象:小学5年から中学2年までの児童生徒 とその保護者

群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業への参加【休日部活動地域移行の実証研究】

県の実証事業に5つの競技クラブが参加してくれました。この成果を踏まえ、 部活動地域移行へ段階的に取り組みたい と考えています。 令和5年度 指定した 5つの種目で実証研究

- 〇 体操
- 〇 スケート
- 〇 野球
- 〇 バレーボール
- 〇 ソフトボール

拡充

さらに拡充

今後の検討事項

- ●中学校の現状を踏まえた活動状況の情報提供(注1)
- ●環境整備のための指導者や会場の確保
- ●学校間や関係機関との連携の強化
- ●指導体制整備のための予算の確保
- ●生徒の移動などに伴う保護者の協力

(注1) 部活動の設置状況は各校で異なりますので、進学先の中学校にご確認ください。



















お問合せ 渋川市教育委員会 Tel 0279-22-2121

部活動の地域連携・地域移行に向けて

渋川市では、公立中学校の部活動の地域移行に向けて、地域連携を行い、まずは休日を中心とした部活動の段階的な地域移行を推進します。

地域連携・地域移行とは?

◇地域連携とは、学校の部活動において地域の人材を活用した部活動指導員等を 導入したり、合同部活動を行ったりするなど、学校で運営・実施しつつも生徒の 活動機会を確保するものです。

◇地域移行とは、これまで学校が主体となってきた部活動を、新たに地域が主体 となって活動する地域クラブ活動に移行することです。

段階的な地域移行とは?

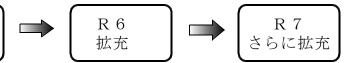
◇まずは休日を中心とした部活動の地域移行を目指し、指導者や会場など準備の整った部活動から地域連携を始めます。

◇群馬県が示す令和7年度末までに、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動へ の移行に取り組むことができる環境整備を進めます。

具体的にはどのように?

◇実証研究を始めます。具体的には、群馬県地域スポーツクラブ活動体制整備事業へ参加します。

令和5年度、指定したい くつかの種目で実証研究



◇令和5年度部活動地域移行検討委員会を実施し、様々なご意見を伺い、それらをもとに令和6年度には、部活動地域移行推進委員会を立ち上げます。学校や関係部局、関係団体等との連携強化を図ります。また、アンケートを実施し保護者や子どもたちの不安や疑問に寄り添い、情報を積極的に提供していきます。

渋川市では、これまでの学校部活動の教育的意義を継承・ 発展させ、持続可能なスポーツ活動・文化芸術活動の構築を 目指します。

令和7年度までを改革推進期間と位置付け、環境整備を進めます。そして子どもたちの多様なニーズに応じた活動機会の創出を目指します。

渋川市教育委員会 部活動地域移行推進室